

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

ページ

○国土調査の成果の認証	（土地対策課）	一
○廃棄物が地下にある土地の指定	（廃棄物対策課）	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	（NPO活動促進室）	一
○救急医療機関の認定	（医療整備課）	二
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（障害福祉課）	二
○家畜伝染病予防法に基づく消毒方法の実施	（畜産課）	二
○保安林の指定の予定	（森林整備課）	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定（四件）	（同）	三
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	四
○道路の区域決定	（道路課）	五
○道路の供用開始（二件）	（同）	五
○都市計画決定の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	五
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	（同）	六
○土地改良区の定款変更の認可（二件）	（北部地方振興事務所）	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	（情報システム課）	六

## 告 示

○宮城県告示第五百三十七号  
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

柴田郡柴田町

二 調査を行った時期

平成十六年度から平成十九年度まで

三 成果の名称

柴田郡柴田町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

柴田郡柴田町大字葉坂字新流、同字荒田、同字曾我、同字中田、同字上谷地、同字北沢、同字宮

橋の一部

五 認証年月日

平成二十年五月二日

○宮城県告示第五百三十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地であつて土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定区域	埋立地の種類
石巻市門脇字元明神一番一の一部、一番八の一部、一番九の一部、十九番二の一部、二十番一、二十一番一の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に掲げる埋立地
東松島市大曲字上納前百四十番	同

○宮城県告示第五百三十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告

示す。

平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人幸創

一 代表者の氏名 高野 幸男

二 主たる事務所の所在地 宮城県利府町しらかし台六丁目一番十号

三 定款に記載された目的 この法人は、少子高齢化が急速に進む現代社会にあって、仙台市、利府町及びその近隣市町村を対象とし、障害者、高齢者、子育てなど困難を抱える家庭への福祉サービス活動を行ない、その活動をとおして21世紀にふさわしい福祉を創造し、福祉を希求する社会的弱者のための地域福祉に貢献することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年四月二十一日

○宮城県告示第五百四十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。

平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
財団法人宮城厚生協会 坂総合病院	塩竈市錦町十六・五	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
塩竈市立病院	塩竈市香津町七・一	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
医療法人社団赤石会 赤石病院	塩竈市花立町二十一・四十二	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
医療法人 實樹会仙塩 総合病院	多賀城市桜木二・一・一	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
平田外科医院	巨理郡山元町山寺字石田二一・三	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
公立黒川病院	黒川郡大和町吉岡字西松木六十	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
宮城利府掖済会病院	宮城郡利府町森郷字新太子堂五十一	平成二十年二月一日	平成二十三年一月三十一日
独立行政法人国立病院 機構宮城病院	巨理郡山元町高瀬字合戦原百	平成二十年三月二十日	平成二十三年三月十日

石巻市夜間急患センター	石巻市南浜町一・七・二十	平成二十年五月一日	平成二十三年四月三十日
美里町立南郷病院	遠田郡美里町木間塚字原田五	平成二十年五月一日	平成二十三年四月三十日

○宮城県告示第五百四十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五〇〇五七八	ピアサポートセンター 仙台市泉区黒松一丁目三十一番九号杉本ビル二F	就労継続支援B型	特定非営利活動法人ワーカーズコープ	平成二十年五月一日

○宮城県告示第五百四十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条に基づき、次のとおり消毒方法の実施を命ずる。

平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 実施の目的  
本県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防
- 二 実施する区域  
本県内全域の千羽以上の飼養鶏農場及びその他家畜防疫員が必要と認める飼養鶏農場。ただし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場は除く。
- 三 実施の期日  
平成二十年五月十六日から平成二十年五月三十一日まで
- 四 消毒方法  
消石灰等の農場内（鶏舎周囲及び農場外縁部）散布

○宮城県告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町横山字地志貝二二三の四から二二三の六まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所（農林政策課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市津山町横山字上の山一一四の三、一一四の二、一一九の四、一二四の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(一) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所（農林政策課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市津山町横山字青木七の一、九一の一、字大萱沢二二九の三、二二九の八、二二九の四一、一八九の二三、一八九の二六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び登米市役所（農林政策課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定実施要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定実施要件の変更に係る保安林の所在場所

登米市津山町横山字上の山一一四の三、一一四の二、一一九の四、一二四の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。



株式会社タカセ 白鳥 貴晴	株式会社よしの 佐藤 豊	野口商事株式会社 野口 春幸	株式会社タカセ 白鳥 貴晴	株式会社よしの 佐藤 豊	野口商事株式会社 野口 春幸	株式会社タカセ 白鳥 貴晴	株式会社よしの 佐藤 豊	野口商事株式会社 野口 春幸
栗原市築館字秋沢整理 七十・九	石巻市桃生町神取字山 下百二	栗原市築館源光十二・ 三十	栗原市築館字秋沢整理 七十・九	石巻市桃生町神取字山 下百二	栗原市築館源光十二・ 三十	栗原市築館字秋沢整理 七十・九	石巻市桃生町神取字山 下百二	栗原市築館源光十二・ 三十
般一十六 千一 百四十号	般一十六 千一 百五十二号	般一十七 千一 百五十九号	般一十六 千一 百四十号	般一十六 千一 百五十二号	般一十七 千一 百五十九号	般一十六 千一 百四十号	般一十六 千一 百五十二号	般一十七 千一 百五十九号
全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが ブロック工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	一部廃業 一般建設業 建築工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが ブロック工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	一部廃業 一般建設業 建築工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが ブロック工事業 鋼構造物工事業 内装仕上工事業	一部廃業 一般建設業 建築工事業	全部廃業 一般建設業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業
平成二十年 四月十四日	平成二十年 四月九日	平成二十年 四月十一日	平成二十年 四月十四日	平成二十年 四月九日	平成二十年 四月十一日	平成二十年 四月十四日	平成二十年 四月九日	平成二十年 四月十一日

三 許可取消しの原因  
建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当  
○宮城県告示第五百四十九号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。  
その関係図面は、平成二十年五月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道  
二 路線名 大衡落合線  
三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
黒川郡大衡村大衡字平林八六番一地从先から 同村大衡字平林七九番一地从先まで	二七・〇 四六・二	一四七・六

○宮城県告示第五百五十号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。  
その関係図面は、平成二十年五月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の 路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
弘川町向線	本吉郡南三陸町歌津字弘川一五〇番五地从先から 同郡同町歌津字上沢一六八番九地从先まで	平成二十年 五月十六日 午前十一時

○宮城県告示第五百五十一号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。  
その関係図面は、平成二十年五月十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

種道路類の 路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字平林八六番一地从先から 同村大衡字平林七九番一地从先まで	平成二十年 五月十五日

○宮城県告示第五百五十二号  
東松島市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。  
平成二十年五月十三日

一 都市計画の種類及び名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 種類 石巻広域都市計画市場

2 名称 二号 石巻地方青果花き卸売市場

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百五十三号

東松島市から石巻広域都市計画及び松島観光都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画及び松島観光都市計画下水道

2 名称 東松島市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百五十四号

旧迫川右岸土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十年四月三十日認可した。

平成二十年五月十三日

宮城県北部地方振興事務所 所長 大 平 輝 雄

○宮城県告示第五百五十五号

涌谷町土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十年四月三十日認可した。

平成二十年五月十三日

宮城県北部地方振興事務所 所長 大 平 輝 雄

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十年五月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 人事給与総合システム運用機器の賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 賃貸借期間 平成二十年七月一日から平成二十五年七月三十一日まで

4 履行場所 県庁政庁舎三階電子計算機械室ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。

3 2以外の者で開札時までに競争入札参加資格を取得したものであること。

4 当該調達契約に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

5 本件と同等の契約を相当数締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。

6 入札の参加を希望する者は、5に掲げる事項を証する書類を平成二十年五月二十六日午後五時

までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までに、当該書類に説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

三 入札書の提出場所等

1 入札の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県企画部情報システム課システム運用・指導班(担当 加藤 崇継 電話〇二・二二一・二四七六)

2 入札説明書及び仕様書の交付期間

平成二十年五月十三日から五月二十六日までの土曜日及び日曜日を除く毎日の午前九時から午後四時まで(正午から午後一時までを除く。)とする。

3 入札書の提出期限 平成二十年五月二十九日午後五時十五分(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、4の開札の日時までとする。

4 入札書の提出期限 平成二十年五月二十九日午後五時十五分(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、4の開札の日時までとする。

4 開札の日時及び場所

平成二十年五月三十日(金) 午前十時 宮城県行政庁舎十二階二〇四会議室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第十三条及び第十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 賃借期間内の月額賃借料を記載すること。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item (s) / Service (s) Required : Lease contract for office computer and terminal computer (installing operating system and applications, as well as maintenance)-1 set

2 Duration of Contract : July 1, 2008 to July 31 2013

3 Place of Installation : Miyagi Prefectural Government Office

4 Deadline to Submit Bid : May 29, 2008, 5 : 15 p.m.

5 Place and Time of Bid Selection : May 30, 2008, 10 : 00 a.m., Miyagi Prefectural Government Office building, 12th Floor, Room 1204

6 Contact Person : Takahide Kab, System Operation Guidance Section, Information System Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku,

Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel.: 022-211-2476